

## 第273回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

### 【不適合関係】

- ・2月12日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 3]
- ・2月19日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 7]

### 【発電所に係る情報】

- ・2月6日 6号機制御棒駆動機構電動機制御盤の警報発生に関する調査結果について [P. 8]
- ・2月6日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動工程について [P. 12]
- ・2月6日 柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の使用前確認変更申請の実施について [P. 13]
- ・2月12日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動工程について [P. 14]
- ・2月19日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動工程について [P. 15]
- ・2月24日 本社および柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる原子力規制委員会の暫定評価結果の受領について [P. 16]
- ・2月25日 本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる原子力規制委員会の暫定評価結果への当社回答について [P. 20]
- ・2月25日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画にかかる軽微変更届出書の提出について [P. 21]
- ・2月25日 柏崎刈羽原子力発電所7号機の所内常設直流電源設備（3系統目）に関する設計及び工事計画の認可申請の提出について [P. 22]
- ・2月26日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動工程について [P. 23]
- ・2月26日 6号機 制御棒引抜阻止警報の発生について [P. 24]
- ・2月26日 6号機 制御棒駆動機構の分離警報発生について [P. 25]
- ・2月27日 柏崎刈羽原子力発電所の保安規程変更認可申請について [P. 26]

- ・ 2月27日 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所における「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について [P. 28]
- ・ 3月2日 柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の使用前確認変更申請の実施について [P. 29]
- ・ 3月4日 本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる原子力規制委員会の評価結果ならびに対応区分の変更通知の受領について [P. 30]

**【その他】**

- ・ 2月20日 プルトニウム利用計画について [P. 32]
- ・ 3月4日 柏崎刈羽原子力発電所に関するコミュニケーション活動等の取り組み [P. 33]

**【福島第一原子力発電所に関する主な情報】**

- ・ 2月26日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 [別紙]

＜参考＞

当社原子力発電所の公表基準（平成15年11月策定）における不適合事象の公表区分について

区分：Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分：Ⅱ	運転保守管理上重要な事象
区分：Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

以 上

## 核物質防護に関する不適合情報

2026年1月19日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 2件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	核物質防護上の扉の一部に破損を確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、腐食によるものであったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/8/4	
2	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/10/29	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

## 核物質防護に関する不適合情報

2026年1月26日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 2件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	監視モニターの映像が、一部乱れることを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/12/24	
2	侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/12/26	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

## 核物質防護に関する不適合情報

2026年2月2日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ            0件
- 2. 公表区分Ⅱ           0件
- 3. 公表区分Ⅲ           1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	原子力規制庁の検査官より、秘密保持義務者のリスト様式が異なり、一部の登録者情報や解除日がリストに未記載との指摘を受けた。 調査の結果、管理要領の改訂により、リストに登録者情報を記載する運用となったが、改定前に指定された秘密保持義務者については扱いや様式に定めがなく、記載していなかったことを確認した。そのため、一部の登録者情報および解除日をリストへ追記した。なお、システム上では正しく管理が行われていた。	2025/11/18	

## 4. 公表区分その他      3件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2025/7/19	
2	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 監視機能は維持。 その後自然復旧し、設備面に異常はなく再現性もなかったことから、一過性の不具合と判断した。	2025/8/27	
3	核物質防護上の扉の機能の一部が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を調整し、正常な状態に復旧した。	2025/10/9	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
 このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

## 核物質防護に関する不適合情報

2026年2月9日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 8件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	監視用の一部照明が、正常に点灯しないことを確認した。 監視機能は維持。	2025/12/6	
2	調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2026/1/25	
3	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/12/30	
4	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2026/1/11	
5	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2026/1/11	
6	なお、不具合発生期間中の検知機能は、代替措置にて維持した。	2026/1/24	
7	監視カメラの映像が、正常に映らないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2026/1/12	
8	核物質防護上の扉の機能の一部が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2026/1/21	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
 このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

## 核物質防護に関する不適合情報

2026年2月16日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	協力企業より、入構証を紛失したとの連絡があったことから、当該入構証の無効化措置をした。 また、当該入構証を申請した企業に指導を行うとともに、所内に保管管理徹底の注意喚起を行った。 なお、当該入構証の不正使用は確認されていない。	2026/1/26	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。  
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

# 6号機 制御棒駆動機構 電動機制御盤の 警報発生に関する調査結果について

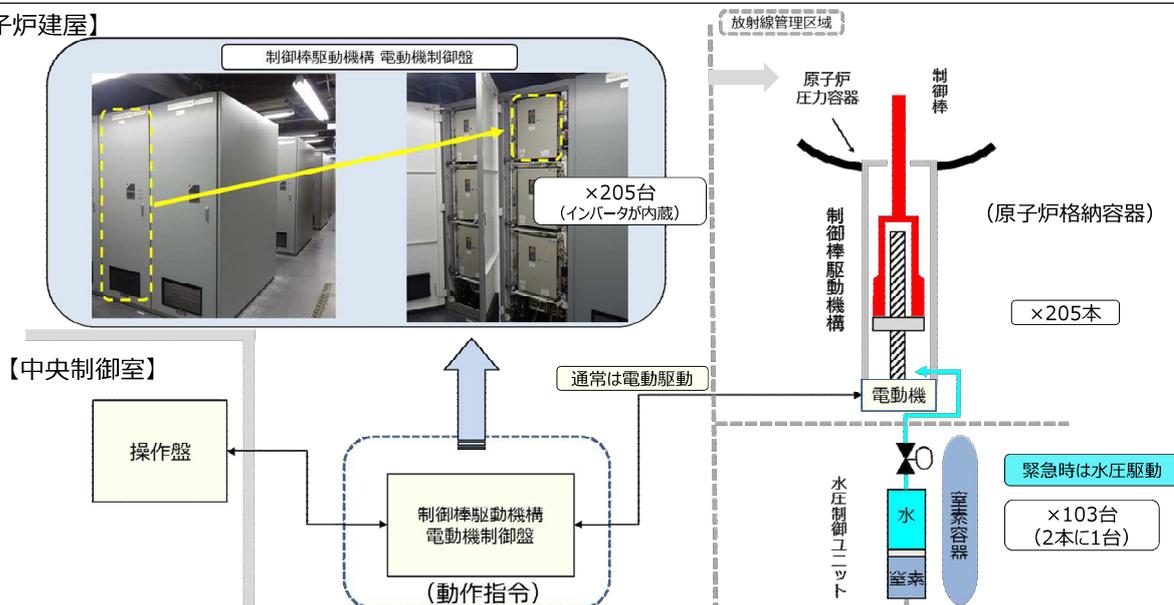
2026年2月6日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

## 1. 事案概要

1

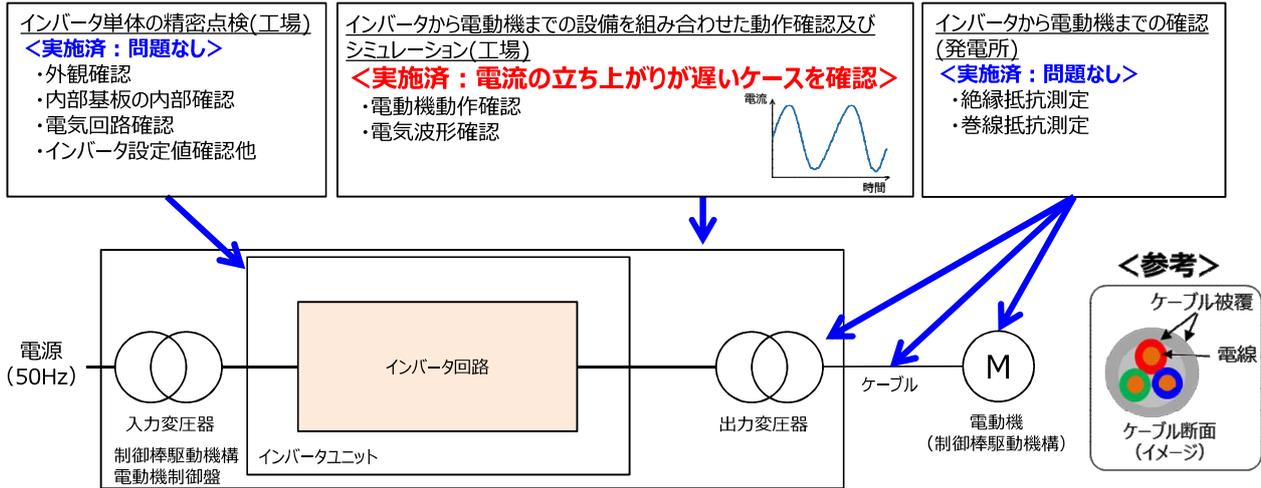
- 1月22日午前0時28分、原子炉起動操作中、制御棒の引き抜き操作を行っていたところ、1本の制御棒の電動機制御盤の警報（インバータ故障）が発生し、起動操作を中断
- 制御盤の部品（インバータ）の状態確認にて、出力波形に乱れがあったことから、予備品と取替を実施
- その後、制御棒の引き抜き操作を再開したところ、午前8時3分に再度、電動機制御盤の警報（インバータ故障）が発生
- なお、制御棒駆動機構自体および水圧制御ユニットには異常はなく、制御棒を水圧で全挿入することによる緊急停止も可能な状態（1月29日お知らせ済）

【原子炉建屋】



## 2. 調査結果①

- インバータ、電動機、ケーブル、変圧器の各機器について、詳細に点検を行った結果、異常が無いことを確認済（1月29日お知らせ済）
- 工場で、インバータから電動機までの設備を組み合わせ、様々な条件（電源の電圧、ケーブルの長さ、電動機負荷、温度等）を設定したうえでの試験（約600回）や、その試験結果を踏まえたシミュレーション（約900回）を実施
- その結果、電動機に電気を送る3本の電線（3相）のうちの1本で、電動機の始動時に、まれに、電流の立ち上がりが遅いケースがあることを確認 ※遅れのメカニズム詳細は、スライド5～7参照
- その電流の立ち上がりの遅れ自体は、正常な動作範囲内であるが、その遅れをインバータが「断線等の異常発生（欠相）」と検知してしまい、制御棒駆動機構が停止・警報につながったと判断



## 3. 調査結果②

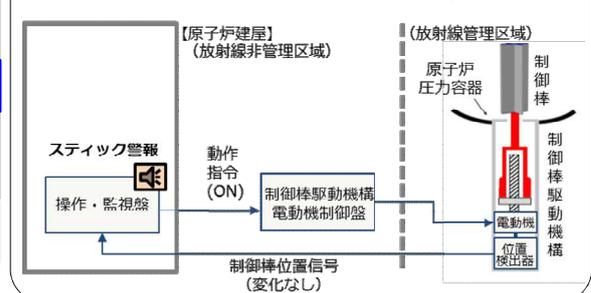
- この欠相を検知する機能（非常に短い時間での検知、短い時間での検知、検知しない の3択）は、2023年に設備更新をした際の新たなインバータに、付加的に備わっていた
- 制御棒駆動機構の電源において、この検知は電動機等の設備保護を目的として採用したのではなく、仮に不具合が発生した際、その後の点検・メンテナンスにて、原因が欠相であることの特定がしやすくなると考え採用したもの
- また、他のプラントメーカーが設計・施工している7号機や設備更新前の6号機には、この欠相を検知するための機能はない
- 更新時の工場での機能試験で問題は確認されず、これまでの制御棒の動作確認においても警報等は発生していない
- なお、設備保護機能は、異常を検知した場合に停止させる機能（制御棒スティック警報）が当初から備えられている
- また、制御棒駆動機構については、水圧制御ユニットによる緊急挿入（スクラム機能）が安全機能として重要であり、電動による制御棒の挿入ができない場合でも、制御棒を水圧で全挿入することによる緊急停止が可能

### インバータに要求される機能・保護機能

	設備更新前	設備更新以降
インバータに要求される機能	制御棒動作の速さを調整	制御棒動作の速さを調整
付加的な機能	なし	「欠相検知」
異常検知時に停止させる機能	「制御棒スティック」欠相による異常を含む	「制御棒スティック」欠相による異常を含む
その他：制御棒動作に関する安全機能	水圧による制御棒挿入	水圧による制御棒挿入

### 制御棒スティック警報

制御棒の位置が変化しない状態が、一定時間継続すると電動機が動いていないことを検知し、発生する警報



## 4. 対策と類似箇所調査

### <対策>

- 欠相を検知する機能の必要性について、再度検討を行った結果
  - ① 電動機やインバータを保護するものではなく、安全上必要な機能ではないこと
  - ② 設備保護機能としては、異常を検知した場合に停止させる機能（制御棒スティック警報）が備えられていること
 これらにより、今回のような事案で警報等を発生させないようにするため、全ての制御棒駆動機構のインバータについて、検知しない設定とした
- この判断を確認するために、欠相を検知する機能を検知しない設定とした上で、全ての制御棒駆動機構を1本ずつ動作（1ステップ×3往復）させ、電動機始動時の電流に問題がないことを確認
- 複数本同時に制御棒を引き抜く場合の確認は、起動操作の中でしか行えないため、起動操作時に電動機の電流測定を行い、始動時の電流に問題がないか、健全性の確認を実施予定

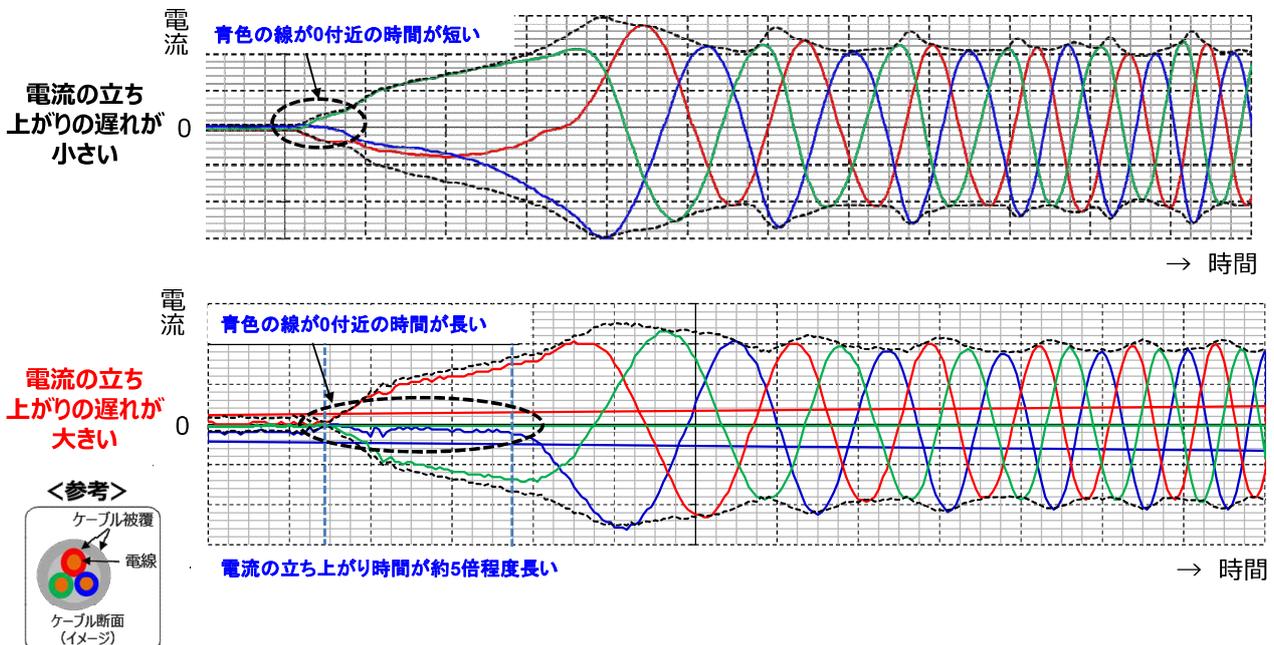
### <類似箇所の調査>

- 長期停止以降に更新工事をした770案件を対象に調査
- 調査の結果、制御方法や監視機能を建設時から変更した箇所がある3つの設備を抽出（制御棒駆動機構のインバータは除く）
  - ①原子炉内蔵型再循環ポンプと制御棒駆動機構の点検時に使用する装置の制御機器、
  - ②燃料交換機のインバータ、③天井クレーンのインバータ
- この3つの設備について、設備の変更により、どのような条件で動作するのか、メーカーと詳細に調査を行い、今回のような事案で警報等を発生させないことを確認

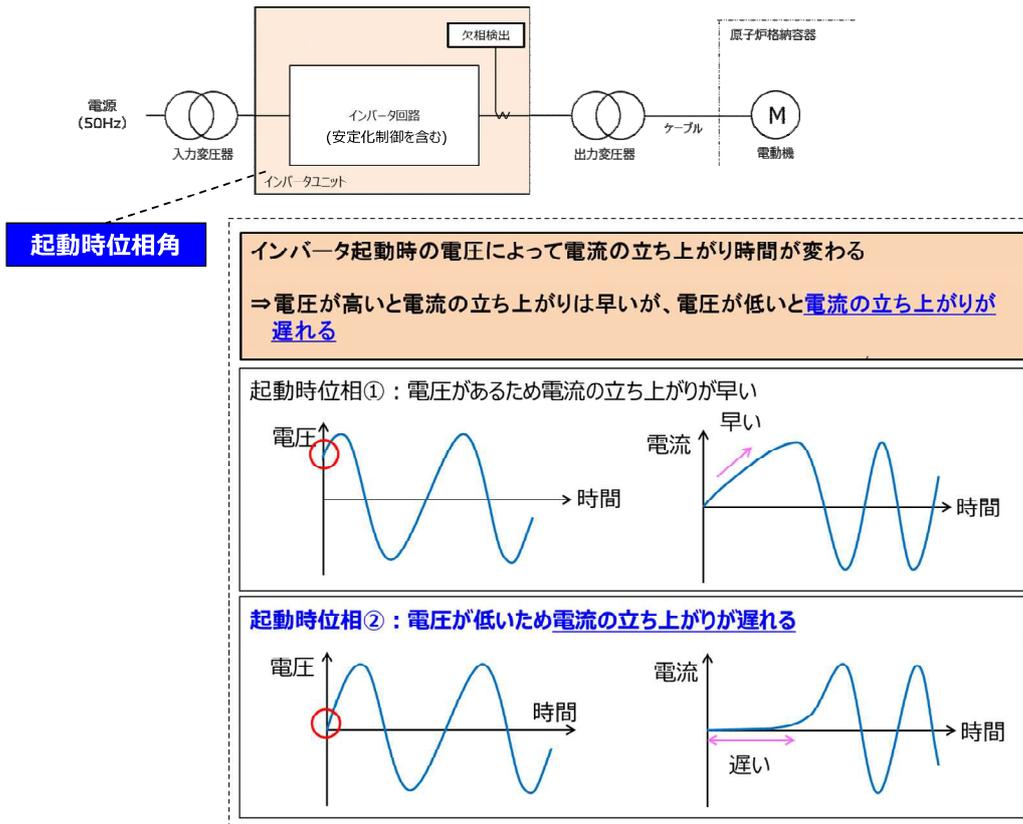
## （参考）電流の立ち上がり遅れのメカニズム

- 電流の立ち上がりの遅れが、電動機に電気を送る3本の電線（3相）のうちの1本で発生
- その電流の立ち上がりの遅れ自体は、機器の正常な動作の範囲内であり、その遅れを断線等の異常が発生した（欠相）と検知してしまい、制御棒駆動機構が停止・警報につながったと判断
- 調査の結果、主に2つの要因（起動時位相角、インバータ安定化制御）により立ち上がりの遅れが発生

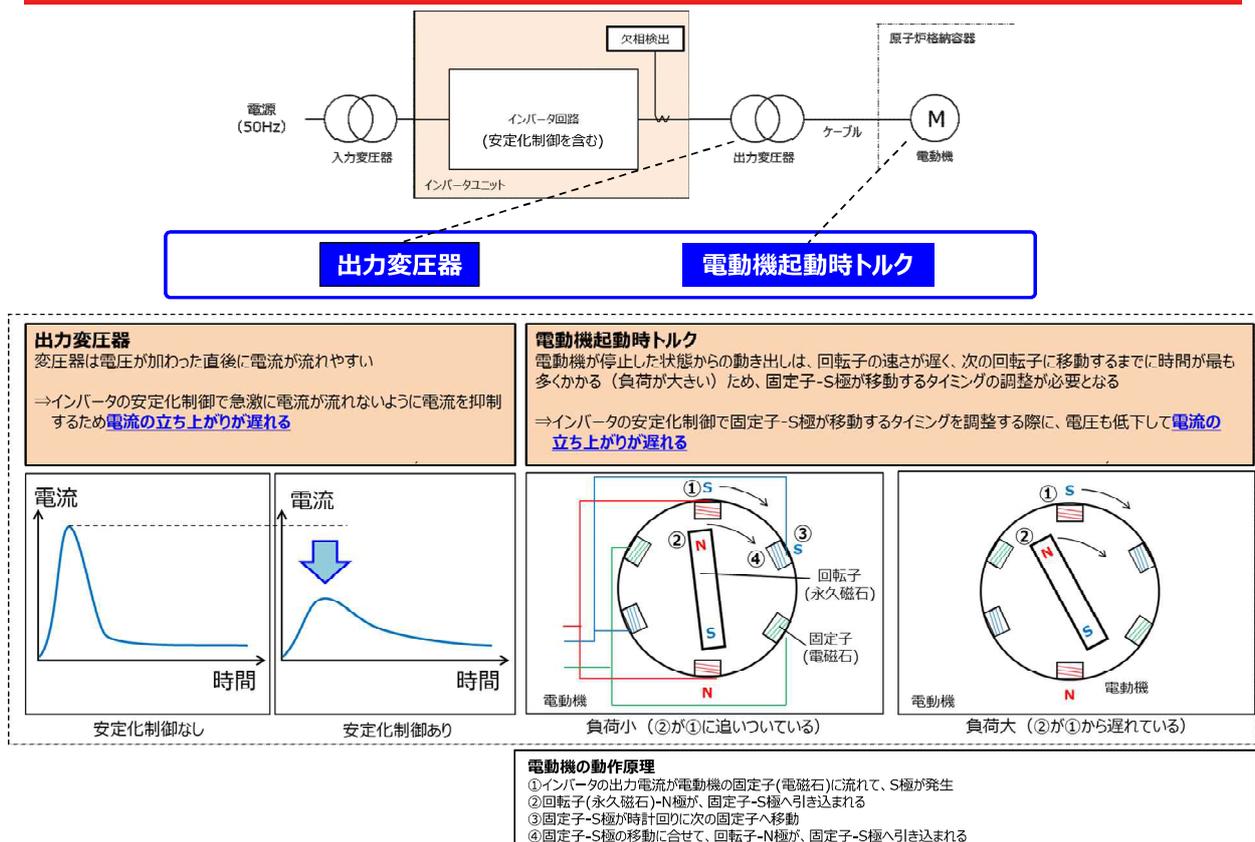
### <電流波形イメージ>



## (参考) 電流の立ち上がり遅れの要因 (1/2) : 起動時位相角



## (参考) 電流の立ち上がり遅れの要因 (2/2) : インバータ安定化制御



<中間停止までのプラント起動曲線>

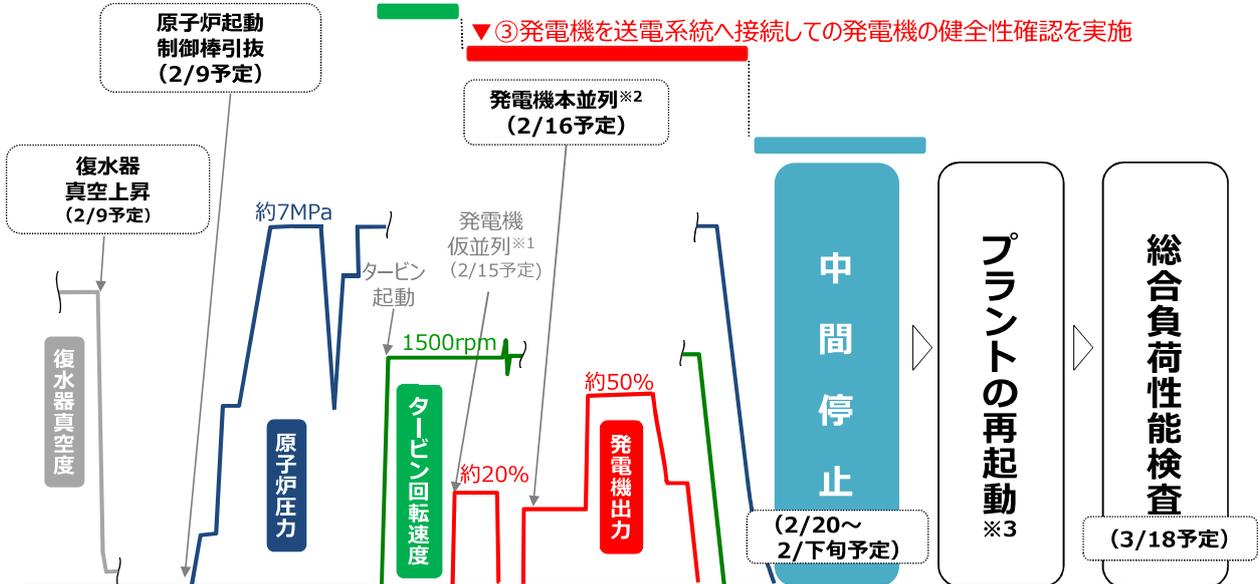
(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

凡例	
—	: 復水器真空度
—	: 原子炉圧力
—	: タービン回転速度
—	: 発電機出力

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施



※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続  
※2: 発電機を送電系統へ接続

※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

## 柏崎刈羽原子力発電所 6号機及び7号機の使用前確認変更申請の実施について

2026年2月6日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、実際の蒸気を使用した状態でプラントの健全性を確認するために、柏崎刈羽原子力発電所6号機の原子炉起動（制御棒の引抜き）予定日を2026年1月20日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を2026年2月26日と記載した使用前確認変更申請書を2025年12月24日に原子力規制委員会へ提出いたしました。

[\(2025年12月24日お知らせ済み\)](#)

その後、1月21日に原子炉を起動しましたが、22日に制御棒の引抜き操作において制御棒操作監視系の警報が発生したことで、引抜き操作を中断し、原因調査のために同日、プラントを計画的に停止することといたしました。

調査結果を踏まえ、起動工程をあらためて精査し、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定を2026年3月と変更した使用前確認変更申請書を、本日同委員会へ提出いたしました。

また、6号機において7号機の設備の一部（6号機との共用設備）を使用する必要があるため提出していた、7号機の使用前確認変更申請書についても、6号機起動工程の精査を踏まえた変更、ならびに一部記載の適正化を行っております。

当社は、原子力規制委員会による検査に真摯に対応するとともに、引き続き安全を最優先に、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

<中間停止までのプラント起動曲線>

(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

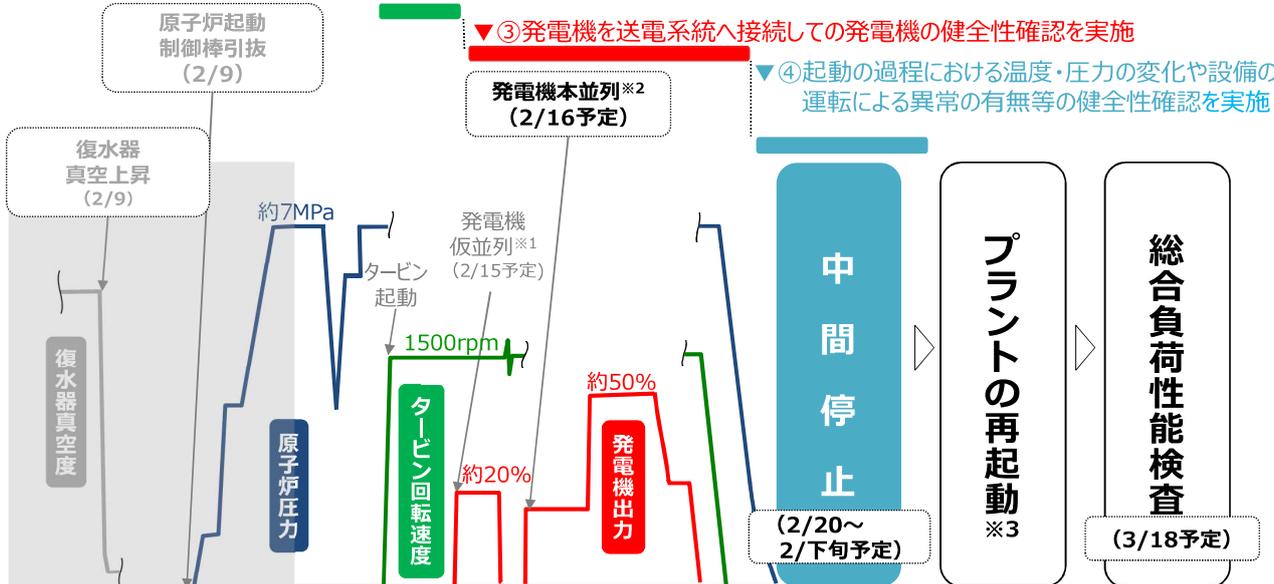
凡例	
—	: 復水器真空度
—	: 原子炉圧力
—	: タービン回転速度
—	: 発電機出力

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施

▼④起動の過程における温度・圧力の変化や設備の運転による異常の有無等の健全性確認を実施



※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続  
※2: 発電機を送電系統へ接続

※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

# 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動工程について

資料1

## <中間停止までのプラント起動曲線>

(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

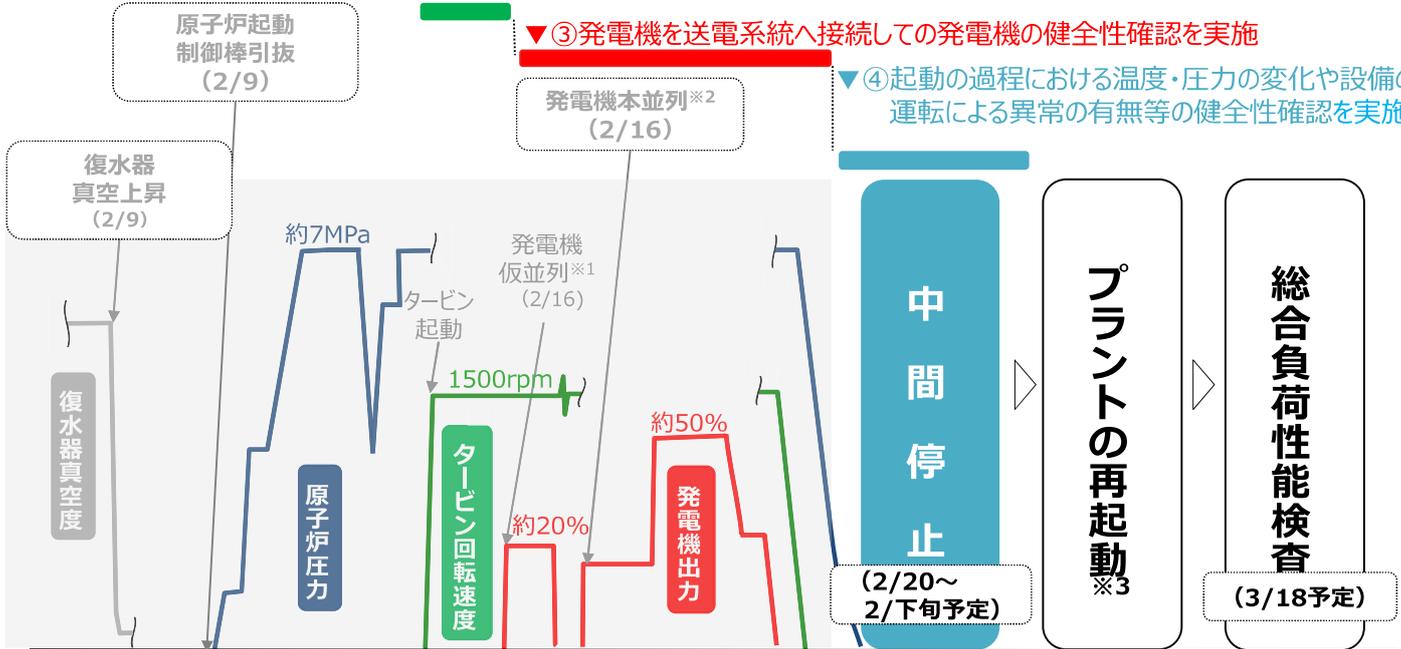
凡例	
—	: 復水器真空度
—	: 原子炉圧力
—	: タービン回転速度
—	: 発電機出力

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施

▼④起動の過程における温度・圧力の変化や設備の運転による異常の有無等の健全性確認を実施



※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続  
※2: 発電機を送電系統へ接続

※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

本社および柏崎刈羽原子力発電所における  
核物質防護に関わる原子力規制委員会の暫定評価結果の受領について

2026年2月24日  
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、継続案件となっていた「核物質防護秘密の管理の手順から外れた取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について報告されました。

本事案について、同委員会における審議の結果、安全上の重要度「白」<sup>※1</sup>、違反の深刻度レベル「SL Ⅲ」<sup>※2</sup>と暫定評価され、その通知を原子力規制庁より受領しました。（詳細概要については別紙参照）

なお、本件については核物質防護上の脆弱性は解消しており、再発防止策を固めております。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止め、さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組むとともに、説明を尽くしてまいります。

※1 安全上の重要度「白」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべきものに適用される

※2 違反の深刻度レベル「SL Ⅲ」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL Ⅰ」「SL Ⅱ」「SL Ⅲ」「SL Ⅳ」の順に区分される。深刻度「SL Ⅲ」は、原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たものに適用される。

[別紙：当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出した不適合案件（概要）](#)

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
渉外・広報ユニット 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## 当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出した 不適合案件（概要）

2026年2月24日

東京電力ホールディングス株式会社

### 〈発見に至った経緯〉

- ・ 2025年6月12日、社内からの通報を受け、「本社の情報管理責任者である社員（以下、当該社員）が、情報保護区域内で管理されるべき原子力規制委員会作成の核物質防護秘密が含まれる文書（以下、当該文書A）を情報保護区域外の自席で保管していること」をその上司が確認し、原子力規制庁に報告した。
- ・ また、調査を進める中で柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる文書（以下、当該文書B）についても無断複製していた。
- ・ 調査の結果、当該社員は、以下4つの行為を行っていたことを確認した。
- ・ なお、当該社員以外に許可なく核物質防護秘密を複製及び情報区域外に持ち出すことはしていないこと、核物質防護秘密の漏えいが無かったことを確認した。当該社員については、核セキュリティ業務の任を解いている。

### 〈事案①：当該文書A（紙媒体）について〉

- 当社は、核物質防護秘密を情報保護区域から持ち出す際や複製する際は、必要な手順をマニュアルで定めている。
- 当該社員による当該文書Aの複製は2回確認され、同マニュアルの存在を知っていたにもかかわらず、定められた手順を取らずに情報保護区域から持ち出して複製した。

（1回目）

- ・ 当該社員は、本社核セキュリティ部門で一般職として勤務していた2020年11月から12月頃、定められた手順を取らずに本社情報保護区域から当該文書Aを持ち出し、本社内で複製した。
- ・ 当該社員は、2020年当時、本社で秘密情報取扱者に指定されていた。本社情報保護区域は、核セキュリティ部門の執務室と同じ階に設置されており、当時、秘密情報取扱者に指定されている社員であれば、鍵を使用して1人で入域することおよび文書保管庫を開けて秘密情報を閲覧することが可能であった。
- ・ 当該文書Aを複製した理由について、当該社員は、2020年9月20日に発生した柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案に伴い、同事案への対応を巡って社内外から問合せが増えることを想定し、正確に回答するために当該文書Aを手元で確認できるようにしていた。
- ・ 当該社員は、2021年4月1日付けで本社から同発電所へ人事異動となった際、当該文書Aをバッグに入れて、自宅、転勤先アパート、コンビニエンスストア等に持ち出した。

(2回目)

- ・同発電所で核セキュリティ部門の管理職として勤務していた2024年3月頃、定められた手順を取らずに発電所の情報保護区域から改訂版の当該文書Aを持ち出し、同発電所内において複製した。
  - ・同発電所の情報保護区域は、核セキュリティ部門の執務室と別の階に設定されており、当時、当該社員が管理する鍵及び生体認証装置によって、1人で同区域に入域することおよび文書保管庫を開けて核物質防護秘密を閲覧することが可能であった。
  - ・2回目に複製をした同時期（2024年3月頃）、1回目に複製をした旧版の当該文書Aを同発電所においてシュレッダー処理した。
- 2回とも複製した当該文書Aについて、情報保護区域の外にある核セキュリティ部門の執務室（本社、発電所）の自席において、退社後は施錠保管していたが、鍵はその所在を容易に推定できる無施錠の引き出しに保管されていた。また、入社後は無施錠のままであった。
- 当該社員は、2024年7月1日付けで同発電所から本社へ人事異動となった際、同発電所から自宅に当該文書Aをバッグに入れて持ち出した。
- 当該社員は、2021年4月1日から2024年6月30日までの間、同発電所の情報管理責任者に、2024年7月1日から2025年6月16日までの間、本社の情報管理責任者に指定されていた。

#### **〈事案②：当該文書A（撮影）について〉**

- 事案①を受けた調査の中で、本社情報保護区域内に設置されている監視カメラの録画映像を確認したところ、2025年2月10日、当該社員が1人で本社情報保護区域内に入域し、当該文書Aの別添資料の特定ページを会社貸与のスマートフォンで撮影し、内容の一部を会社貸与パソコンのメール本文に転記して社内関係者16名に送信していたことを確認した。
- 当該社員は、メールの送信先に秘密情報取扱者に指定されていない者が数名含まれていたため、秘密情報に当たらないよう、当該文書の考え方のみを記載した。当該社員は、2025年2月10日から12日にかけて当該メールを送信した後、同年6月22日までに同スマートフォンから写真データを削除した。
- 当該メールは、本社および発電所幹部等と防護措置を巡る意見交換をしている中で送信されたものであり、メールの受信者に対する削除確認を実施済み（2025年8月25日）。

#### **〈事案③：当該文書B（共用フォルダ保存）について〉**

- 2023年11月22日、同発電所で勤務していた当該社員は、定められた手順を取らずに当該文書Bを発電所の情報保護区域から持ち出して複合機でスキャンデータを作成し、同データにパスワードを設定の上、発電所のセキュリティ管理部の共用フォルダに保存した。
- 当該文書Bのデータは、当該社員が、2023年11月27日に行政機関に対して発電所の核物質防護措置について説明をするために自ら準備した。当該文書Bのデータには、当社の核セキュリティ部門全体において多用されるパスワードが設定されており、発電所セキュリティ管理部に所属する社員であれば誰でもアクセスできる状態であったものの、秘密情報取扱者に指定されていない社員が閲覧等したアクセスログはなかった。

- なお、同データにアクセスしたのは、秘密情報取扱者のみで、さらなる複製や印刷の事実は確認されなかった。

#### **〈事案④：当該文書B（個人フォルダ保存）について〉**

- 当該社員は、当該文書Bのデータを2023年11月22日に発電所使用パソコンの個人フォルダへ、人事異動後の2024年7月1日に本社使用パソコンの各個人フォルダへ保存した。
- 発電所使用パソコンから本社使用パソコンにデータを移行する際、本人のほか発電所総務グループ及び委託企業の一部社員がアクセスできる一時利用フォルダ（一定期間経過後に自動削除）を経由したが、故障パソコンからのデータ移行を除き、通常は本人のみが使用する運用である。
- 両パソコンともに、当該社員の個人パスワードが設定（暗号化）されており、当該社員しか当該文書Bのデータにアクセス出来ない仕組みとなっている。
- なお、発電所使用パソコンは、当該社員が本社に異動した2024年7月1日から2025年5月13日頃までの間、発電所内で管理された後、故障パソコンとして当社施設内で管理していた。本社使用パソコンは、当該文書Aの不適切な取扱いを確認した同時期に不具合が発生した後、本社内で管理していた。

#### **〈原因〉**

- ・ 情報保護区域内に1人で入域し、許可なく秘密情報を複製及び情報保護区域外に持ち出すことが可能な仕組み、状態であったこと
- ・ 核物質防護秘密の不適切な持ち出しを把握出来る仕組みが不足していたこと
- ・ 情報管理責任者の行為に対し、誰も疑いを持たなかったこと

#### **〈再発防止策〉**

- ・ 核物質防護秘密にアクセスに対し、物理的な制限としてツーマンルールの適用（本社および発電所：2025年8月開始）
- ・ 監視カメラ映像の定期的な確認（本社2025年7月、発電所2025年8月開始）
- ・ 核物質防護秘密を取り扱う場合、情報保護区域への持込物品の相互確認（本社および発電所：2025年9月開始）
- ・ ツーマンルールをより確実にするための物理的対策（本社および発電所：2025年度内予定）
- ・ 情報管理責任者への教育の充実（本社および発電所：2025年度内予定）

以 上

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における  
核物質防護に関わる原子力規制委員会の暫定評価結果への当社回答について

2026年2月25日  
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、「核物質防護秘密の管理の手順から外れた取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について、2月24日に開催された原子力規制委員会において、安全上の重要度「白」<sup>※1</sup>、違反の深刻度レベル「SL III」<sup>※2</sup>と暫定評価され、その通知を同委員会より受領いたしました。

[\(2026年2月24日お知らせ済み\)](#)

当社は通知内容を確認し、本日、原子力規制委員会に対して意見は無い旨を回答いたしました。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止め、さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組むとともに、説明を尽くしてまいります。

※1 安全上の重要度「白」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべきものに適用される

※2 違反の深刻度レベル「SL III」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の順に区分される。深刻度「SL III」は、原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たものに適用される。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する  
設計及び工事計画にかかる軽微変更届出書の提出について

2026 年 2 月 25 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 に基づき、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画の軽微変更届出書を原子力規制委員会へ提出しました。

今回の届出は、2025 年 9 月 29 日に認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画（4 分割のうち第 3 回申請）について、一部記載の適正化を行うものです。

引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムに対して原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）  
に関する設計及び工事計画の認可申請の提出について

2026 年 2 月 25 日  
東京電力ホールディングス株式会社

本日、当社は、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）※の設計及び工事計画の認可申請を原子力規制委員会に提出しました。

これまで当社は、原子力規制委員会より柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）に関する原子炉設置変更許可を 2022 年 10 月 5 日にいただき、その後、詳細設計が進んだことから、想定している工事期間を反映し、2025 年 2 月 27 日に工事計画変更届出を提出しております。

[\(2022 年 10 月 5 日、2025 年 2 月 27 日お知らせ済み\)](#)

引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、所内蓄電式直流電源設備や可搬型直流電源設備に加えて、更なる信頼性向上を目的に設置するもの。

以 上

# 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動工程について

資料1

## <中間停止までのプラント起動曲線>

(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

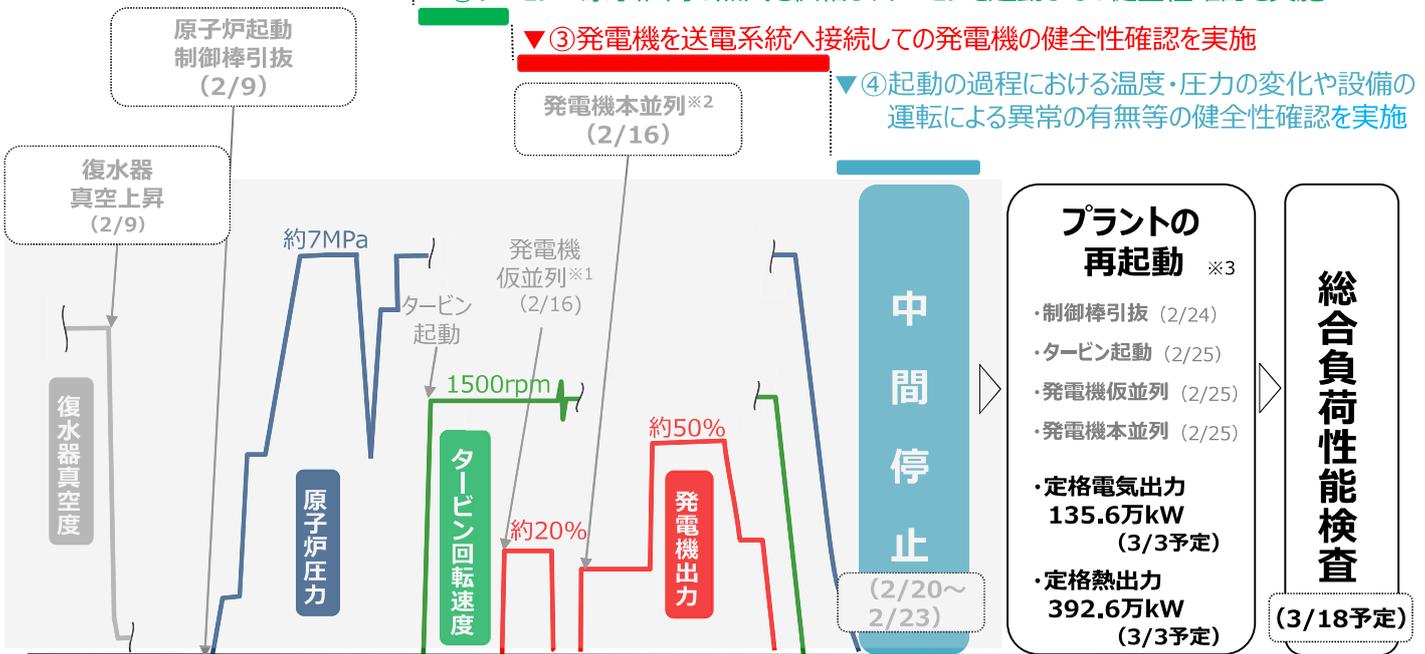
凡例	
—	復水器真空度
—	原子炉圧力
—	タービン回転速度
—	発電機出力

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施

▼④起動の過程における温度・圧力の変化や設備の運転による異常の有無等の健全性確認を実施



※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続  
※2: 発電機を送電系統へ接続

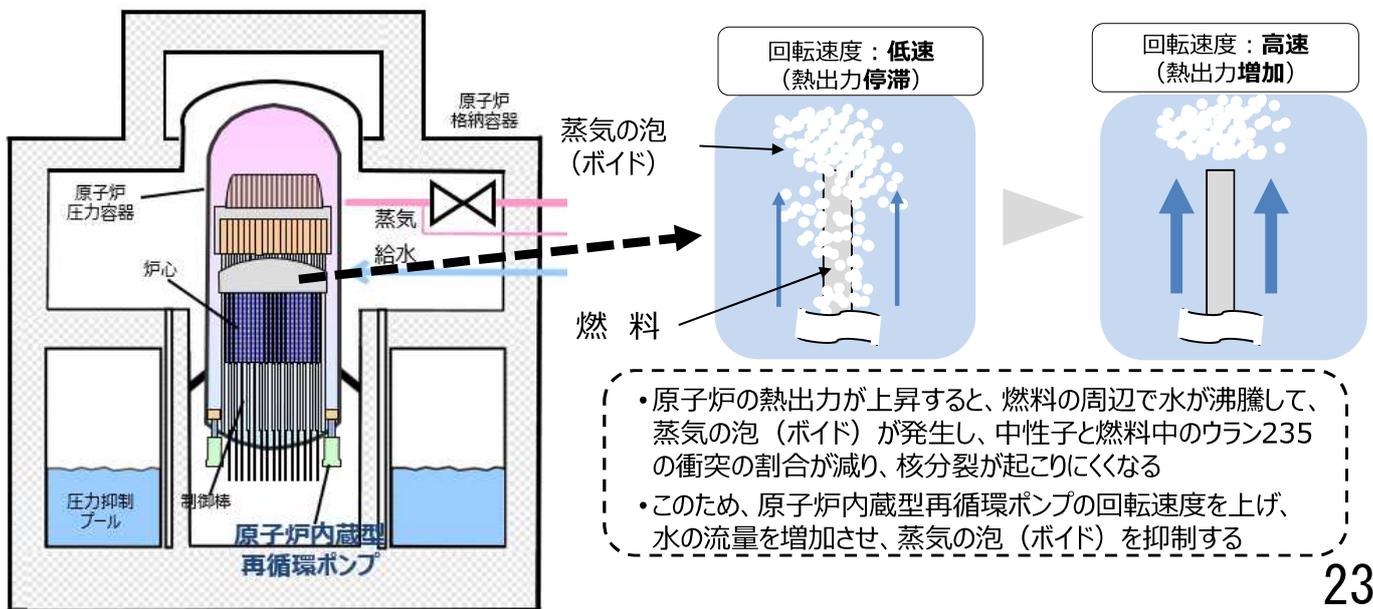
※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

1

## 【参考】 ⑦ 定格熱出力到達



- ▶ 定格まで熱出力を上昇させるため、原子炉内蔵型再循環ポンプの回転速度を上げ、**炉心を通過する水の流量を増加させ、蒸気の泡（ボイド）を抑制することにより、核分裂を起こしやすくする**
- ▶ これにより、炉心の蒸気の泡（ボイド）の量が減り、核分裂が多く起こることで、熱出力が上昇し定格熱出力392.6万kWに到達（定格熱出力一定運転※）  
※発電効率向上のために、原子炉で発生する熱を調整し運転中の熱出力を一定にする運転



【事象の概要】

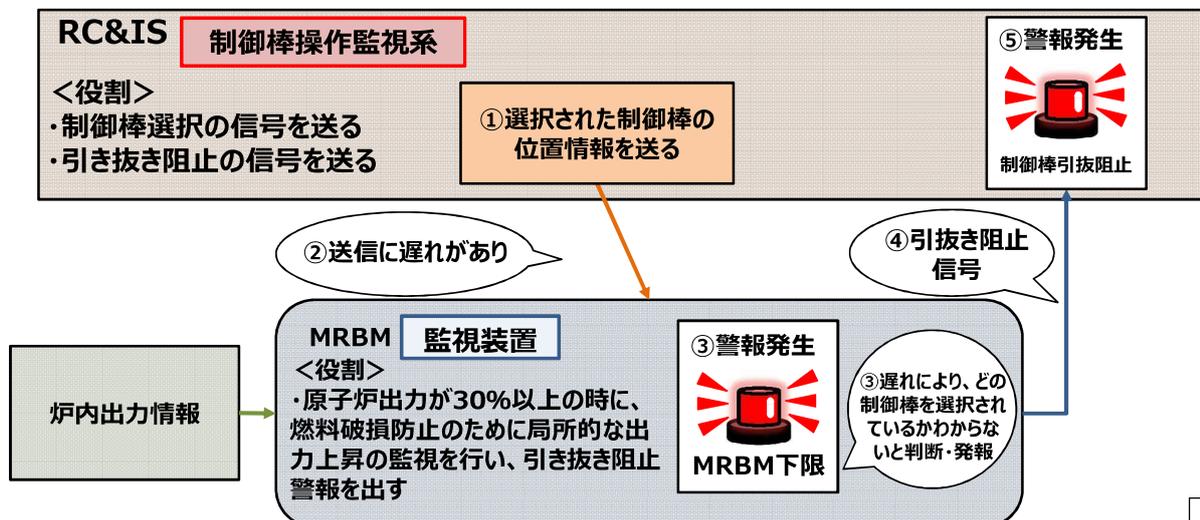
- 2月17日(火)22時15分、発電機出力上昇の操作をしていた際に、次に引抜く制御棒グループを選択したタイミングで、「MRBM下限※」、「制御棒引抜阻止」の警報が発生。
- 炉心状態を監視するパラメータ（指示値）に異常がなかったことから、23時09分、定められた手順に基づき、次に引抜く制御棒のグループをあらためて読み込ませる操作を実施。警報が発生しないことを確認。
- なお、中間停止の中で当該警報が発生した原因調査を行い、ソフト改修のうえ、現場の試験も実施済。
- 今後、原子炉出力を上げていく際に、同様の警報が発生しないかについて確認。

※MRBM（マルチロッドブロックモニタ）下限

MRBMは、原子炉出力が30%以上の時に局所的な出力上昇の監視を行う装置。  
本来、MRBM下限は、炉内の情報が受信できない等の炉内計器の不具合を示す警報。  
また、どの制御棒が選択されているかという情報なども監視しているもの。

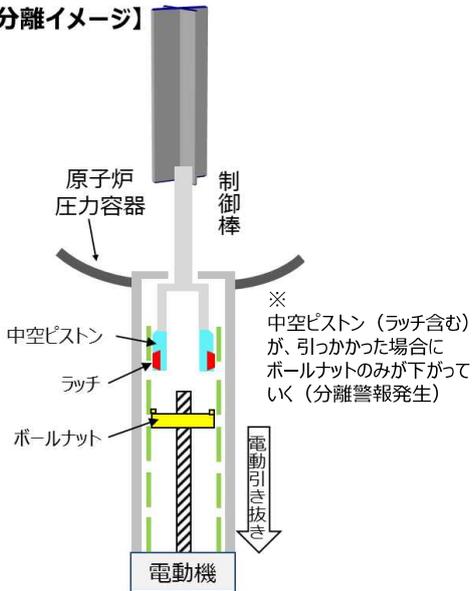
6号機 制御棒引抜阻止警報の発生について（原因と対策）

- 本件の原因は、制御棒の動作・位置情報を管理する「ロッドコントロール&インフォメーションシステム(RC&IS)」が、制御棒の位置情報を「マルチロッドブロックモニタ(MRBM)」へ送る際に、RC&IS側でごくわずかな送信の遅れが生じ、MRBM側が「どの制御棒を選択されているかわからない」と判断したことで、警報が発生したもの。  
(遅れ自体は正常な動作の範囲内)
- 対策として、RC&ISからMRBMへ位置情報を送信する際に、適切なタイミングで制御棒の位置情報が入るようにソフト改修を実施。また、本改修により、他の影響が出ないことも確認済。
- 水平展開として、長期停止以降に更新した仕様変更がある設備で、機器同士での信号の送受信を行うシステムの調査を行い、問題ないことを確認。

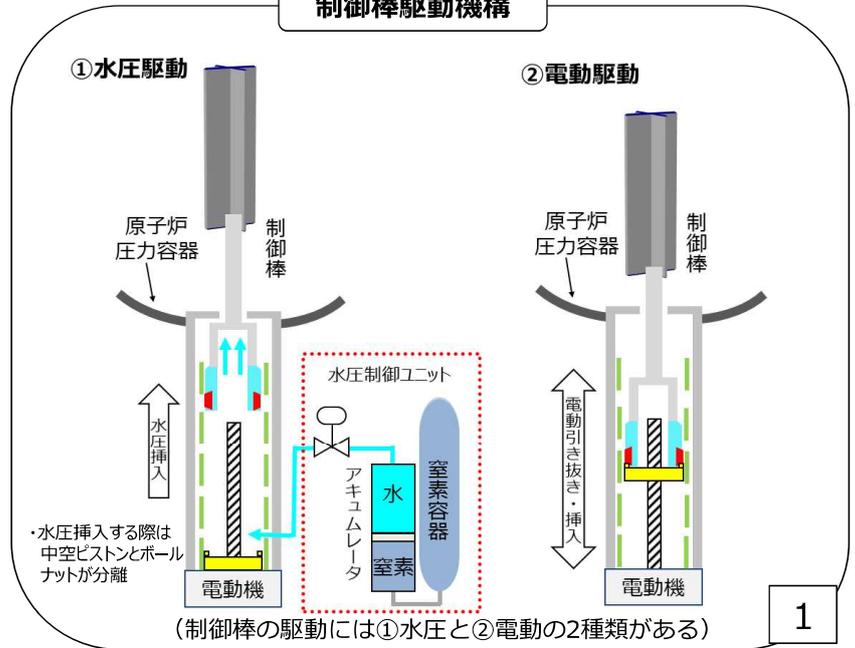


- 2月24日午前1時01分、制御棒の引き抜き操作を行っていたところ、1本の制御棒に分離警報※が発生し、起動操作を中断 ※中空ピストンが引っかかり、ボールナットのみが下がった場合に発生する警報
- 状況に関係者で確認した上で、異物の噛み込み等により分離が発生した際の手順書に則り、水圧駆動での制御棒挿入操作を実施
- 午前5時37分、当該制御棒の引き抜き操作を行い、動作に問題なく、分離警報も発生しないことを確認
- このため、午前6時25分に、制御棒の引き抜き操作を開始

【分離イメージ】



制御棒駆動機構



## 柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請について

2026年2月27日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出いたしました。

今回の申請は、重大事故等対処設備の運転上の制限に係る記載の一部変更※を行うものです。

当社は、引き続き同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

## ※主な変更内容

- SA 設備のうち、機能喪失した場合でも他の手段により機能の代替が可能となる 4 設備（添付資料参照）について運転上の制限に係る条件を変更するもの

## 【添付資料】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機  
重大事故等対処設備の運転上の制限に係る記載の一部変更となる設備について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## 背景

- 重大事故等対処設備（以下、「SA設備」という。）は、それぞれの設備の機能や安全上の重要度を踏まえ、全ての設備に対して運転上の制限（以下、「LCO」という。）が設定されている状況
- 2025年10月9日、第22回「主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会」において、原子力エネルギー協議会（ATENA）より、LCO逸脱の可能性が相対的に高いと考えられるSA設備のうち、機能喪失しても、他の手段により要求される機能を担保できる設備について、LCO逸脱に係る条件を見直したい旨を提案し、原子力規制委員会から特段の異論はなく、今後個別に審査することとなった
- 上記を踏まえ、LCOに係る記載の一部変更を行うことに伴い、関連する保安規定条文の変更認可申請を行うもの。なお、今回の変更認可申請にて対象となるSA設備とその変更内容については以下の通りとなる

対象設備	LCOに係る記載の変更内容
・衛星電話設備(常設及び可搬型)	「他の通信機器による通信手段を速やかに確保できる場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。」とする趣旨を追記
・可搬型モニタリングポスト (衛星を使用したデータ伝送系) ・可搬型気象観測装置 (衛星を使用したデータ伝送系)	「所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を速やかに確保できる場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。」とする趣旨を追記
・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	「水位計・水温計及び放射線モニタが動作可能である場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。」とする趣旨を追記。

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所における  
「原子力事業者防災業務計画」の修正ならびに届出について

2026年2月27日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2000年6月に施行された原子力災害対策特別措置法に基づき、「原子力事業者防災業務計画\*」を原子力発電所ごとに作成し、運用してまいりました。

同法の規定において、原子力事業者は「原子力事業者防災業務計画」を毎年見直し、必要な場合はこれを修正することとしております。

本日、福島県や新潟県をはじめ、地元自治体と協議の上、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正を内閣総理大臣ならびに原子力規制委員会に届出ましたので、お知らせいたします。

○「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨（修正日：2026年2月27日）

- ・（全サイト共通） 記載の適正化
- ・（福島第一原子力発電所のみ） 福島第一2号機及び6号機 SFP 水位計指示値の ERSS 伝送項目の変更
- ・（福島第一原子力発電所・柏崎刈羽原子力発電所） 副原子力防災管理者ならびに代行順位の変更
- ・（柏崎刈羽原子力発電所のみ） 原子力防災資機材保管場所の変更

\* 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害時の復旧に必要な業務等について定めたもの。本文は当社 HP

([https://www.tepco.co.jp/electricity/mechanism\\_and\\_facilities/power\\_generation/nuclear\\_power/](https://www.tepco.co.jp/electricity/mechanism_and_facilities/power_generation/nuclear_power/)) をご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の使用前確認変更申請の実施について

2026 年 3 月 2 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、実際の蒸気を使用した状態でプラントの健全性を確認するために、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の原子炉起動（制御棒の引抜き）予定日を 2026 年 1 月 20 日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を 2026 年 2 月 26 日と記載した使用前確認変更申請書を 2025 年 12 月 24 日に原子力規制委員会へ提出いたしました。

(2025 年 12 月 24 日お知らせ済み)

その後、制御棒操作監視系の原因調査の状況を踏まえ、起動工程を精査し、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定を 2026 年 3 月と変更した使用前確認変更申請書を 2026 年 2 月 6 日に原子力規制委員会へ提出いたしました。

(2026 年 2 月 6 日お知らせ済み)

本日、中間停止後の起動状況を踏まえ、起動工程を精査し、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を 2026 年 3 月 18 日と変更した使用前確認変更申請書を同委員会へ提出いたしました。

また、6 号機において 7 号機の設備の一部（6 号機との共用設備）を使用する必要があるため提出していた、7 号機の使用前確認変更申請書についても、6 号機起動工程の精査等を踏まえた変更を行っております。

当社は、原子力規制委員会による検査に真摯に対応するとともに、引き続き安全を最優先に、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる  
原子力規制委員会の評価結果ならびに対応区分の変更通知の受領について

2026年3月4日  
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、「核物質防護秘密の不適切な取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について、2月24日に開催された原子力規制委員会において、安全上の重要度「白」<sup>※1</sup>、違反の深刻度レベル「SL III」<sup>※2</sup>と暫定評価され、その通知を同委員会より受領いたしました。

[\(2026年2月24日お知らせ済み\)](#)

当社は通知内容を確認し、2月25日に原子力規制委員会に対して意見は無い旨を回答しました。

[\(2026年2月25日お知らせ済み\)](#)

本日の原子力規制委員会において、本事案について、安全上の重要度「白」、違反の深刻度レベル「SL III」との評価が決定されました。また、これに伴い、原子力規制検査に係る対応区分を「第1区分」から「第2区分」<sup>※3</sup>に変更することが決定され、追加検査の実施に向けた改善措置活動に対する計画及びその実施結果を2026年4月6日までに報告することを求める旨の通知を受領しました。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止めております。さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組み、同委員会による追加検査等に真摯に対応してまいります。

※1 安全上の重要度「白」

「安全上の重要度」は、原子力施設の安全確保に対する劣化の程度に応じて、重いものから、「赤」「黄」「白」「緑」の順に区分される。重要度「白」は、安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべきものに適用される

※2 違反の深刻度レベル「SL III」（SL: Severity Level）

「違反の深刻度レベル」は、違反の深刻度に応じて、重いものから、「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の順に区分される。深刻度「SL III」は、原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たものに適用される。

※3 対応区分「第1区分」「第2区分」

追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類に応じて、重いものから、「第5区分」「第4区分」「第3区分」「第2区分」「第1区分」の順に区分される。

第2区分：各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態に適用される。

第1区分：各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態

以 上

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## プルトニウム利用計画について

2026年2月20日

東京電力ホールディングス株式会社

本日（2月20日）、電気事業連合会が、新たなプルトニウム利用計画を公表\*しました。

電力9社（除く沖縄電力）と日本原子力発電、電源開発の電力11社は、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2013年7月、2018年7月原子力委員会決定）に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルトニウム保有量の適切な管理に向けて、最大限取り組んでおります。

また、「プルサーマル計画の推進に係るアクションプラン」（2022年12月策定、電気事業連合会より公表）を踏まえ、地元理解に向けた各社の取組の情報共有・知見の共有、自社で保有するプルトニウムは自社の責任で消費することを前提に事業者間でプルトニウムを交換することなどを、計画的に進めているところです。

当社は、現段階では、プルサーマルの具体的な計画について見通せる状況にはありませんが、資源の乏しいわが国において、将来にわたりエネルギーを安定的に確保していくためには、国内における原子燃料サイクルの確立は不可欠との認識の下、プルサーマルを推進していくという方針に変わりありません。

地域のご理解を大前提に、引き続き、電気事業連合会をはじめ、関係各所と連携して、プルトニウムの利用を推進してまいります。

以 上

※【参考】電気事業連合会 HP

[https://www.fepc.or.jp/pr/news/oshirase/1271553\\_8183.html](https://www.fepc.or.jp/pr/news/oshirase/1271553_8183.html)

【本件に関するお問い合わせ】  
東京電力ホールディングス株式会社  
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

## ★第1回 柏崎刈羽原子力発電所運営会議が開催されました

### 1. 柏崎刈羽原子力発電所運営会議とは

#### 設置目的：

◇柏崎刈羽原子力発電所の活動について、社外の視点や知見を積極的に取り入れ、安全・安心で社会の皆さまに信頼いただける発電所運営につなげること

#### 組織：

◇柏崎刈羽原子力発電所事業運営の安全・安心の向上に寄与する専門性をもつ、他電力経営者、国内外有識者等、および当社役員等で構成（取締役会が責任）

◇社外委員は委員の過半数を占めるものとし、会議議長は社外委員から選任

#### 委員構成：

	氏名	役職・経歴
議長	佐藤 敏秀 氏 (さとう としひで)	元 東北電力株式会社 執行役員 東通原子力発電所長 上席執行役員 青森支店長 元 東北エネルギー懇談会 会長 元 使用済燃料再処理・廃炉推進機構 理事長
委員	伊丹 俊彦 氏 (いたみ としひこ)	弁護士 元 大阪高等検察庁 検事長 (当社 柏崎刈羽原子力発電所 核物質防護事案に係る改善処置評価 委員会 委員長 2023.6～)
委員	太田 雄彦 氏 (おおた たけひこ)	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 経営改革支援室長 元 経済産業省 関東経済産業局長
委員	チャールズ・カスター	元 米国原子力規制委員会 (NRC) 上級管理官 (当社 原子力改革監視委員会 委員 2024.4～)
委員	菊野 麻子 氏 (きくの あさこ)	Kアプローチ代表 フリーアナウンサー
委員	桑原 保芳 氏 (くわばら やすよし)	荒浜21フォーラム会長 元 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 会長
委員	水谷 良介 氏 (みずたに りょうすけ)	元 中部電力株式会社 取締役専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長 (元 当社 執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長補佐)
委員	小早川 智明 (こばやかわ ともあき)	当社 取締役 代表執行役社長
委員	福田 俊彦 (ふくだ としひこ)	当社 取締役 執行役副社長 原子力・立地本部長
委員	柿澤 幸彦 (かきざわ ゆきひこ)	当社 常務執行役 新潟本社代表
委員	稲垣 武之 (いながき たけゆき)	当社 常務執行役 柏崎刈羽原子力発電所長

# 柏崎刈羽原子力発電所に関する コミュニケーション活動等の取り組み（2/2）

## 2. 第1回会議の概要について

開催日時：2026年2月18日 9時00分～10時30分

場 所：ビジターズハウス

内 容：

今回の会議では、社外委員と社内委員が一体となって、今後の活動テーマや具体的な活動内容について議論しました。



会議の様子

### <活動の主要テーマ>

#### ◆「安全文化・組織文化」のモニタリング

- ・目の前の利益やその時々都合に捉われずに、常に安全にしっかりと向き合う覚悟を持って、「独りよがりにならない発電所運営」に努めているか
- ・東京電力と構内協力企業間の信頼関係の構築を図り、発電所全体の総合力を発揮できる組織作りに努めているか

#### ◆東京電力に対する新潟県民からの信頼感の向上

- ・新潟本部による全県を対象とした広報・公聴活動が、県民の意識を考慮した内容となっているのか

### <主な活動内容>

- ◇業務計画に関するPDCAの確認：業務計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、実施結果の評価（Check）、次年度計画への反映（Act）の各段階で、どのような判断をおこなっているか確認
- ◇定点モニタリング：発電所員、協力企業社員のインタビューやアンケート
- ◇発電所会議体へのオブザーバー出席：発電所に駐在する議長が、所内の会議に出席し、状況を把握
- ◇現場・発電所パフォーマンスデータ・訓練状況の現場確認
- ◇対面コミュニケーション（コミュニケーションブース、発電所見学会等）活動の確認
- ◇各種媒体（新聞広告、YouTube等）を活用した広報活動の確認

**当社は柏崎刈羽原子力発電所運営会議でいただく貴重なご示唆、ご指摘をしっかりと発電所運営に生かしてまいります。**

### <参考>

柏崎刈羽原子力発電所運営会議の詳細につきましては、右のQRコードを読み取りしていただきますと、ご確認できます。

（当社ホームページの柏崎刈羽原子力発電所運営会議のページにリンクします）

なお、議事録についても、関係者に確認が取れ次第、掲載される予定です。



## 「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月22日に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。2号機燃料デブリの試験的取り出しは、2024年9月10日より着手し、中長期ロードマップにおけるマイルストーンのうち「初号機の燃料デブリ取り出しの開始」を達成しました。

引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1、3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

(注1)事故により溶け落ちた燃料

<中長期ロードマップにおけるマイルストーン>

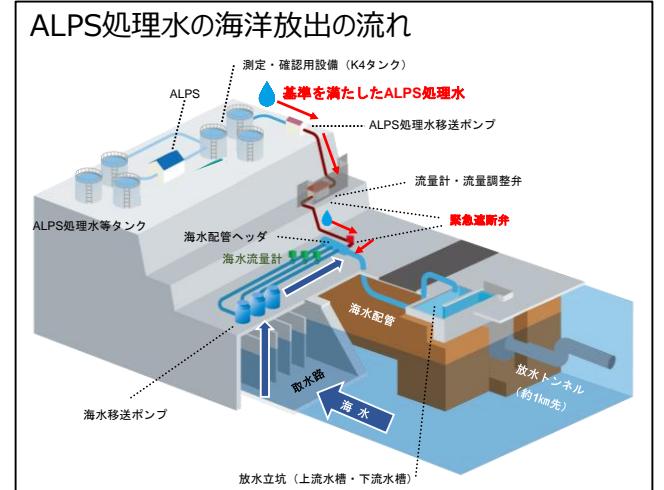
1～6号機	燃料取り出し完了	2031年内
1号機	燃料取り出し開始	2027年度～2028年度
2号機	燃料取り出し開始	2024年度～2026年度



## 処理水対策

### 多核種除去設備等処理水の処分について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、安全に関する基準等を遵守し、人および周辺環境、農林水産品の安全を確保してまいります。また、風評影響を最大限抑制するべく、強化したモニタリングの実施、第三者による客観性・透明性の確保、IAEAによる安全性確認などに継続的に取り組むとともに、正確な情報を透明性高く、発信していきます。



## 汚染水対策 ～3つの取組～

### (1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取組

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

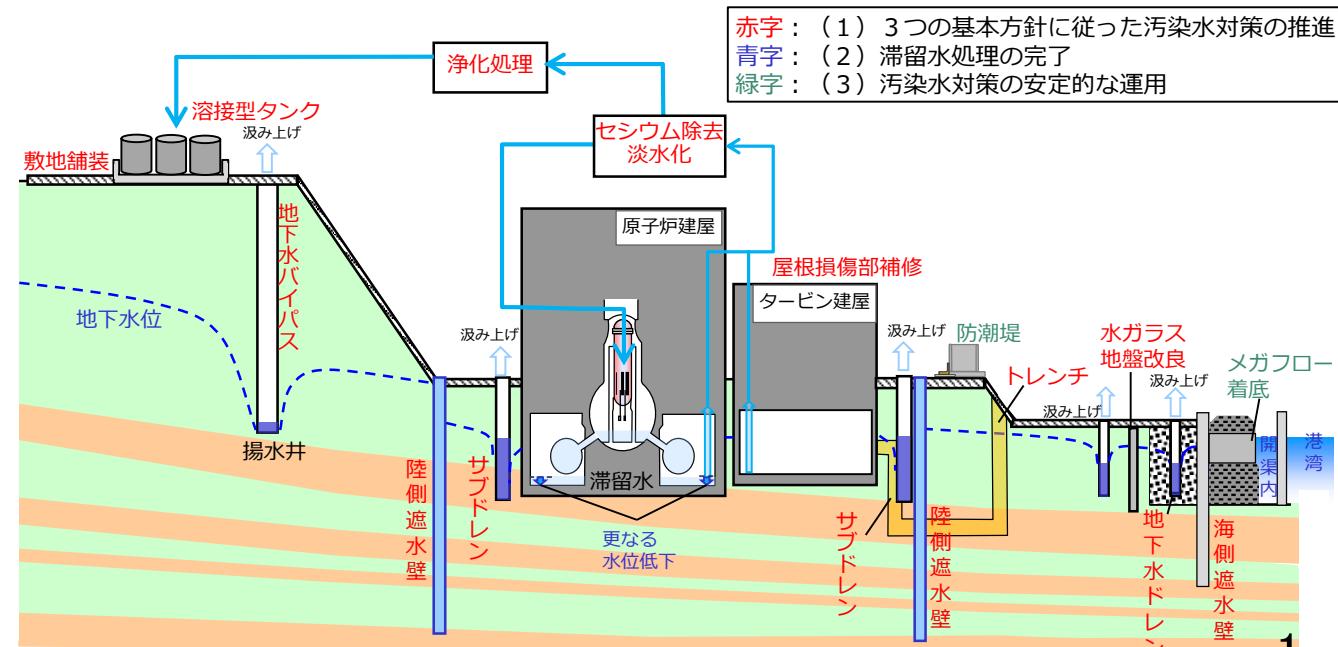
- 建屋滞留水（汚染水）は、まず、セシウム吸着装置（SARRY・KURION）により、セシウムとストロンチウムを低減します。その後、多核種除去設備（ALPS）での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等により、汚染水発生量は抑制傾向で、対策前の約540m<sup>3</sup>/日（2014年5月）から約70m<sup>3</sup>/日（2024年度）まで低減し、2023年度に達成した「平均的な降雨に対して、2025年内に100m<sup>3</sup>/日以下に抑制」を2024年度においても維持していることを確認しました。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2028年度までに約50～70m<sup>3</sup>/日に抑制することを目指します。

### (2) 滞留水処理の完了に向けた取組

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滞留水移送装置を追設する工事を進めています。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理が完了しました。
- ダストの影響確認を行いながら、滞留水の水位低下を図り、2023年3月に各建屋における目標水位に到達し、1～3号機原子炉建屋について、「2022～2024年度に、原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成しました。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土壌等について、線量低減策および安定化に向けた取組を進めています。

### (3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取組

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策を実施し、防潮堤設置工事が完了しました。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



# 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）

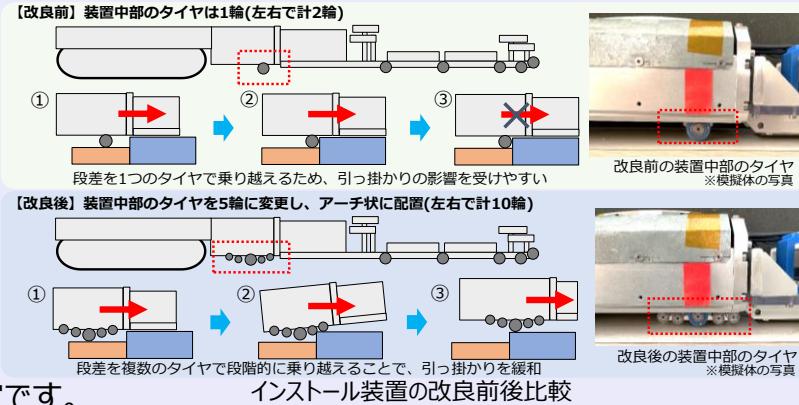
## 取組の状況

- ◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月安定的に推移しています。また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

### 3号機 PCV内部気中部調査（マイクロドローン調査）について

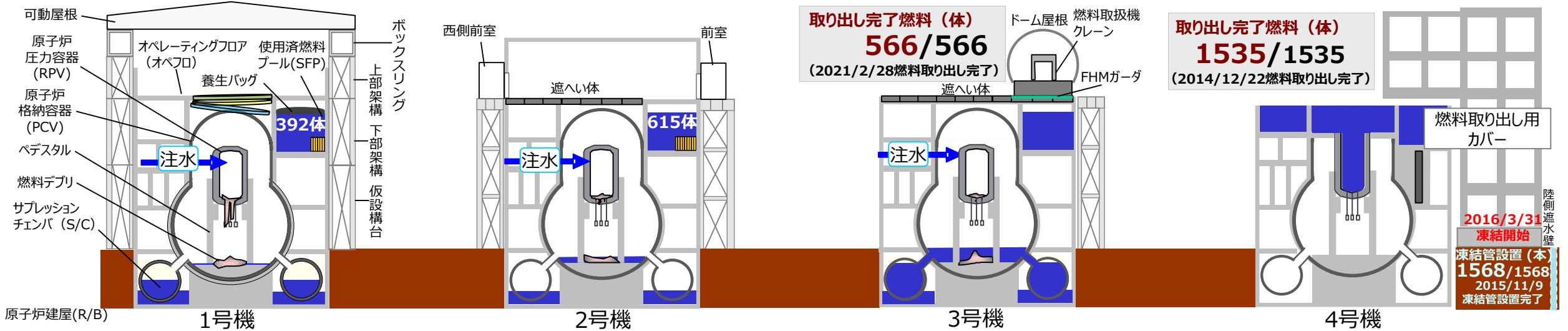
3号機のマイクロドローン調査については、2025年12月に調査装置の動作確認を行った際、インストール装置がX-53ペネトレーション(以下、ペネ)内で前進しなくなりました。発生要因を確認するため、インストール配管内の状態確認の結果を反映した“新インストール配管模擬体”を構外に構築して本番機と概ね同じ仕様の“インストール装置 模擬体”の走行試験を行った結果、一部の車輪が途中の段差に引っかかることがわかりました。芯ずれの影響により、インストール装置がペネ通過時に装置前方が片持ち状態となり、車輪に対して下方方向に大きな力がかかったためと推定しており、車輪の改良等の対策を行ったところ、検証試験で段差を乗り越えて通過できたことを確認し対策の有効性を確認しました。さらに追加対策として、クローラが自力で走行できない場合について押し棒による前進とケーブルドラムでの引っ張りによる後進の補助を手順に追加するとともに、クローラのグリップ力向上のためグリップ力の高い部材をクローラの接地面に装着しました。

調査準備及び調査前最終確認が完了次第、調査を開始する予定です。



### 2号機 PCV内部調査・試験的取り出し作業の状況

現在、JAEAの楢葉遠隔技術開発センターにてロボットアームのモックアップ検証等を進めています。テレスコ式装置のカメラ不具合があったため、検証作業の中でカメラの照射試験を実施したところ、メーカー仕様通りの耐放射線性を確認できないものがあったことから、当社で使用実績のあるカメラの一部を変更することとしました。変更したカメラの照射試験を実施し、メーカー仕様通りの耐放射線性を確認しました。変更したカメラの耐放射線性が現地作業の計画線量よりも低いため、マニピュレータでの遠隔操作により適宜交換を行い、オペレーションを継続する計画です。検証試験を進め、2026年3月末にロボットアームを福島第一原子力発電所へ搬送し、その後、3～4か月かけて装置の据付作業を行います。PCV内部調査・デブリ採取の着手は、2026年夏頃を見込んでいます。

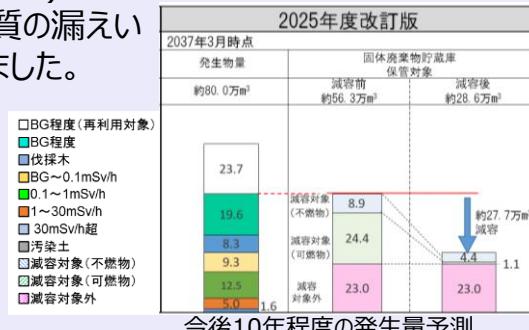


### 固体廃棄物の保管管理計画の改訂(2025年度版)

中長期ロードマップに基づき策定している「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の固体廃棄物の保管管理計画」について、実態に合わせた評価を実施し改訂しました。

廃棄物発生量は、3号機のデブリ取り出し準備工事を考慮し、廃棄物発生量約5万m<sup>3</sup>を別途計上しました。さらに、運転再開に向けて復旧工事中の増設雑固体廃棄物焼却設備の運転再開見通し(2026年8月)、掘削等の準備工事中の固体廃棄物貯蔵庫第11棟の段階的な運用開始見通し(2028年5月)を反映しました。また、現状の屋外一時保管されている瓦礫等の性状、線量及び保管形態を考慮し、放射性物質の漏えいや火災防護の観点で、優先して屋外一時保管を解消すべき瓦礫等を整理しました。

2036年度末で発生が想定される廃棄物は減容を考慮して約28.6万m<sup>3</sup>であり固体廃棄物貯蔵庫第11棟までの保管容量(約28.2万m<sup>3</sup>)を超過しますが、2035年度までは保管可能な見通しです。今後、固体廃棄物貯蔵庫第12棟以降の設置に向けた検討を行っていきます。なお、2028年度末時点で想定される固体廃棄物貯蔵庫に保管する必要がある廃棄物量は約20.7万m<sup>3</sup>、固体廃棄物貯蔵庫の保管容量は約21.6万m<sup>3</sup>と評価しています。



### 3号機 S/C内滞留ガスの水素濃度低減について

3号機サプレッションチェンバ(以下、S/C)内には、事故時の燃料棒と水蒸気の反応や水の放射線分解により発生した高濃度の水素を含むガスの滞留が確認されており、3号機原子炉格納容器(以下、PCV)の耐震性向上のための水位低下を進めるに当たり、滞留ガスの水素濃度低減が必要です。このため、2023年12月よりS/Cガスパーズ作業を開始し2025年4月には、S/C頂部の構造上排出できないガスを除き、滞留しているガスの排出を完了しました。2025年7月より、S/C頂部の排出できないガスに対し窒素での希釈による水素濃度低減作業を開始しましたが、2026年2月4日に完了し、水素濃度は可燃限界値(4%)未満である2%に低減しました。

今後、水の放射線分解によりS/C内の水素濃度が徐々に上昇することが考えられるため、PCVとS/Cが連通するまでの間は定期的に水素濃度を測定していきます。また、PCV内部調査の進捗状況等を踏まえ、PCV 2(S/C)水位低下の実施時期を調整していきます。

# 主な取組の配置図



3号機 PCV内部気中部調査（マイクロドローン調査）について

3号機 S/C内滞留ガスの水素濃度低減について

2号機 PCV内部調査・試験的取り出し作業の状況

海側遮水壁

地盤改良

凍土方式による  
陸側遮水壁

サブドレン

1号  
2号  
3号  
4号

プロセス主建屋

高温焼却炉建屋

雑固体廃棄物焼却設備

6号  
5号

固体廃棄物の保管管理計画の改訂(2025年度版)

廃棄物貯蔵庫  
設置エリア

↑  
地下水の流れ

地下水バイパス

MP-8

廃棄物処理・貯蔵設備  
貯蔵庫設置予定エリア

タンク設置エリア

MP-7

増設雑固体廃棄物焼却設備

敷地境界

MP-3

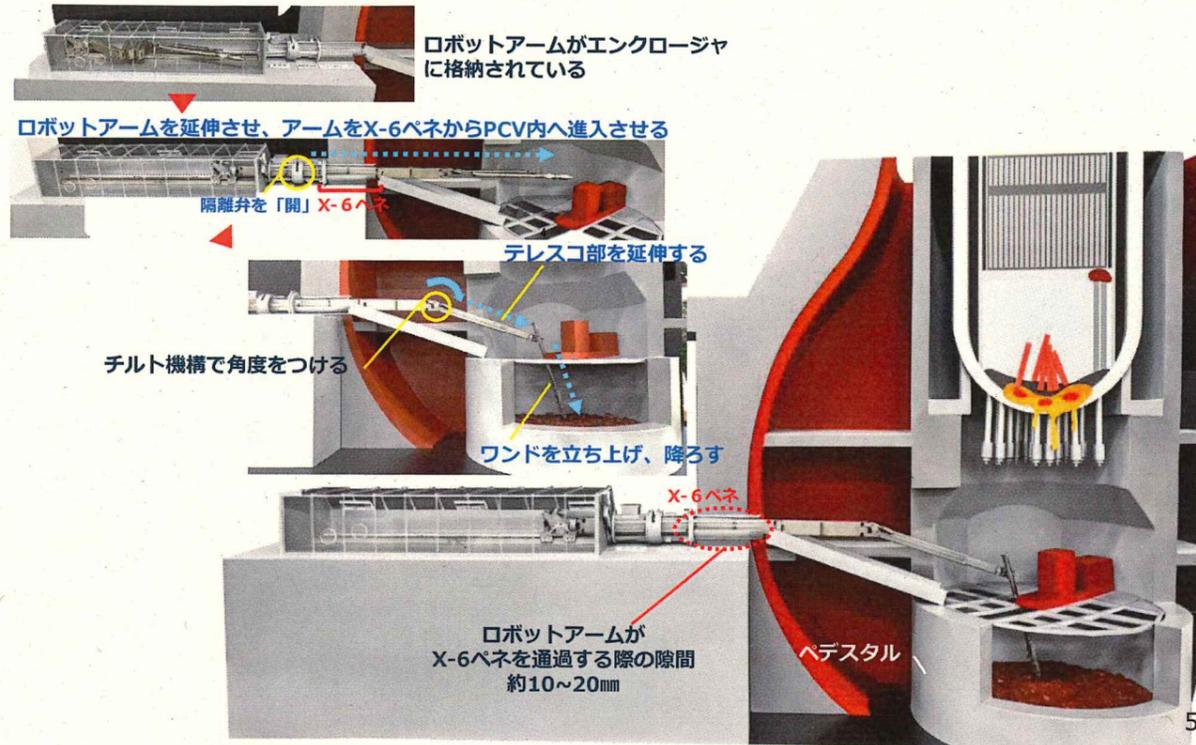
MP-4

MP-6

MP-5

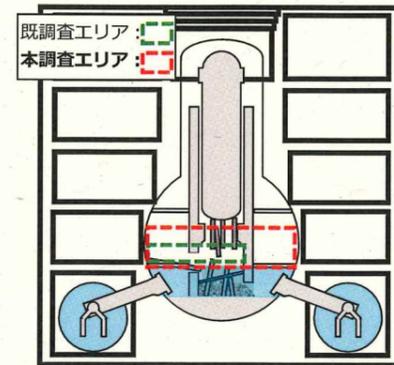
1-5. ロボットアームの動作

- ロボットアームをエンクロージャからPCV側へ進展させ、X-6ペネを通してPCV内へ進入。その後、テレスコ部を下降及び延伸させワンドを立ち上げ、ペDESTAL底部へアプローチする

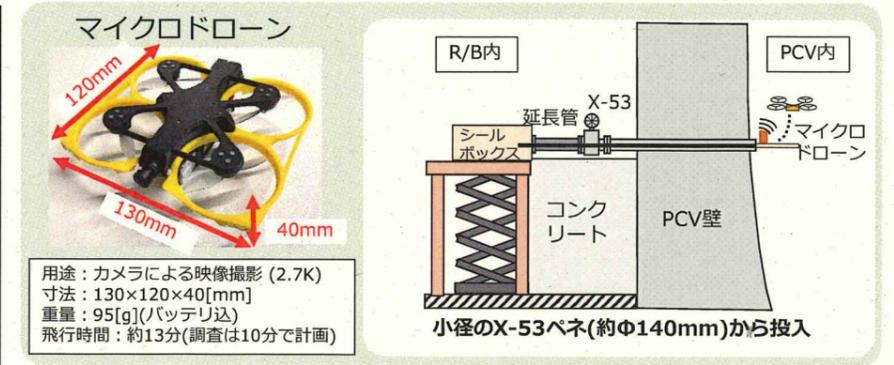


1. 概要

- 3号機については、2025年7月に燃料デブリ取り出しに係る設計検討について公表し、本格的なデブリ取り出しに向けて、更なるPCV内部の情報収集が求められる
- しかし、3号機は事故後以降、PCV水位が高い状態が続いたことから、使用可能なペネトレーション(以下ペネ)が限られており、現状整備されているのは、小径のX-53ペネ(約Φ140mm)のみ
- そのため、他号機で実績のある調査装置の適用は困難であり、新しく大径のアクセスルート構築が必要であるが、整備に時間を要してしまうため、現状でも実施可能な超小型の“マイクロドローン”を活用したPCV内部調査を計画
- 本調査では、2017年に水中ROVで調査したペDESTAL内を更に詳細に調査し、未調査であるD/W 1FLについても調査する計画



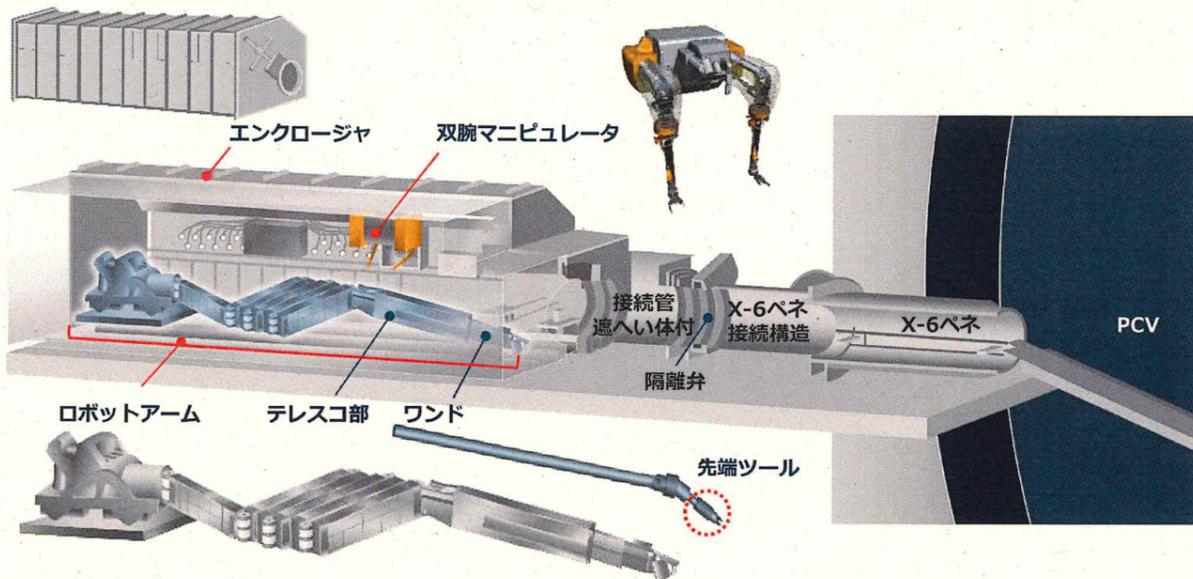
3号機PCV内部調査範囲 縦断面概略図



3号機マイクロドローン調査 調査イメージ

1-4. ロボットアームの構造

- PCVバウンダリを確保するエンクロージャ内に、ロボットアーム及び双腕マニピュレータを格納
- 双腕マニピュレータは、ロボットアームの先端治具の交換やカメラの交換等のメンテナンス、採取した燃料デブリの容器への収納を実施。また、ロボットアームには先端ツールを取り付けるワンドを搭載



- ロボットアーム: 全長 約22 m (ワンドを除くと約18m) / 重さ 4.6t
- エンクロージャ: 大きさ 約2.4m x 約8.8m x 高さ約2.0m / 重さ 約30t (アーム・双腕マニピュレータ等を含む)

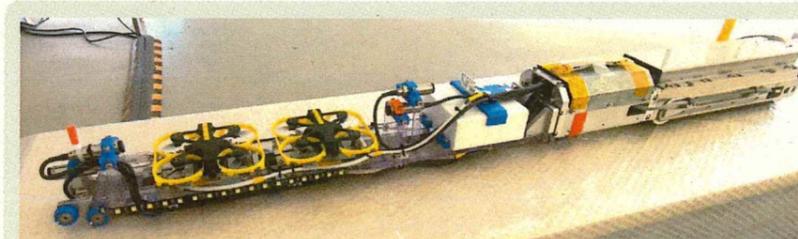
2. インストール装置走行試験について

- インストール装置前進不可事象の発生要因を確認するために、構外のM/U設備にてインストール装置の走行試験を実施
- 本試験では、インストール配管の状態確認(昨年12月実施)で確認された、隔離弁接続管とX-53ペネの芯ずれを模擬した“インストール配管 模擬体”を活用
- 上記のインストール配管 模擬体内を、本番機と概ね同じ仕様の“インストール装置 模擬体”で走行し、事象の再現や発生要因について検証



インストール配管 模擬体(左: アクリル製、右: 3Dプリンタ製)

- ・ インストール配管の模擬体は、アクリル製と3Dプリンタ製の2種類を用意(段差・芯ずれ等を模擬可能)
- ・ アクリル製の模擬体は、配管が透明である事から、走行中のインストール装置の状態を確認可能。主に装置全体の姿勢、クローラの状態の検証に活用
- ・ 3Dプリンタ製の模擬体は、インストール配管内の点群情報を、直接3Dプリントしていることから、実際の配管内の形状(凹凸)に近い模擬が可能。主に配管内部の引っ掛かりの検証に活用



インストール装置 模擬体

- ・ 重量、重心、形状、材質、大きさ、駆動力を模擬(走行試験に不要な、無線等の機能は無し)
- ・ 配管内で引っ掛かる可能性がある、ケーブルの取り回し・固定方法・固定箇所についても模擬
- ・ 装置前方のカメラは、本番機と同じ画角で映るため、前進不可事象時の映像と、見え方を比較可能